

令和4（2022）年3月30日開催

令和3年度

柏崎市農業委員会第22回総会議事録

柏崎市農業委員会

柏崎市農業委員会第22回総会 議事録

- 1 日 時 令和4（2022）年3月30日（水）
- 2 場 所 本庁1階 多目的室
- 3 議 案 議第1号 農地法第3条許可申請について
議第2号 農地法第4条許可申請について
議第3号 農地法第5条事業計画変更承認申請について
議第4号 農地法第5条許可申請について
議第5号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について（一般分 賃借権 移転分）
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（一般分 賃借権 新規設定分）
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（一般分 賃借権 再設定分）
議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（一般分 使用貸借権 新規設定分）
議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（一般分 使用貸借権 再設定分）
議第10号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について（一般法人分 賃借権 再設定分）
議第11号 令和4年（2022）年度 柏崎市農業委員会業務計画について
議第12号 令和4年（2022）年度 柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について
議第13号 柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について
- 4 出席委員及び欠席委員並びに事務局職員 別紙のとおり

開会 午後1時30分

霜田事務局長

これより、第22回柏崎市農業委員会総会を開催いたします。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第2条第1項及び第2項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。同規則第4条により、会長が議長となります。

議長

それでは、総会を開催するに当たり、事務局に本日の出席委員数を報告させます。

霜田事務局長

委員数は19人であります。本日欠席委員0人、現在の出席委員数は19人で、過半数であることを御報告致します。

また、農地利用最適化推進委員の出席数は23人であります。以上です。

議長

ただ今、事務局の報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を議長が指名することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、4番 平野 松夫 委員、17番 水野 美保 委員の2人を指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条許可申請」について、申請番号1の案件が、農地利用最適化推進委員 ○○ ○○委員に関する案件でありますので、○○委員の退席を求めます。

－ ○○委員が退席 －

議長

事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

議案書1ページを御覧ください。議第1号農地法第3条許可申請、申請番号1について御説明申し上げます。

申請番号1 水上地内、田及び畑、計35,985.00㎡。経営規模拡大。○○○円から○○○円です。

審査結果の1ページを御覧ください。案件である申請番号1について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の山崎局長代理、大橋係長で現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第3条第2項各号に規定する「不許可例示条項」第1号から第7号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定することに御異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の案件の申請案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員が入室 －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

続いて、議第 1 号 申請番号 2 及び 3 の案件について、事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

引き続きまして、申請番号 2 及び 3 について御説明申し上げます。議案書の 1 ページを御覧ください。

申請番号 2 高柳町門出地内、3 筆、田及び畑、計 452.00 m²。経営規模拡大。無償です。

申請番号 3 安田地内、8 筆、田及び畑、計 1,983.00 m²。経営規模拡大。無償です。

審査結果の 1 ページを御覧ください。案件であります申請番号 2 及び 3 について、地区担当の委員、尾崎農地会議代表者、事務局の山崎局長代理、大橋係長で現地調査を行いました。

審査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する「不許可例示条項」第 1 号から第 7 号までに該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの説明を踏まえて質疑に入ります。御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

質疑がなければ終了いたします。議第 1 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議
ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号の申請番号 2 及び 3 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 2 ページを御覧ください。議第 2 号 農地法第 4 条許可申請について、御説明いた
します。

申請番号 1 安田地内、畑、128 m²。一般個人住宅 第 2 種でございます。

申請番号 2 加納地内、2 筆、田、248 m²。駐車場、第 2 種でございます。

本件につきましては、申請者の同居家族が増加することに伴い駐車場が不足することから、
自宅近辺にある申請地を利用する計画となっております。

申請番号 3 田中地内、2 筆、田、1,816 m²。貸サービス付高齢者向け住宅。第 3 種で
ございます。

本件につきましては、申請者が自己所有地においてサービス付き高齢者向け住宅を建設し、
運営事業者に貸し付ける計画となっております。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類 審査結果一覧表の 3 ページのとおり、特
に問題となる案件はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませ
んか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議
ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 3 号 農地法第 5 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 3 ページを御覧ください。議第 3 号 農地法第 5 条 事業計画変更承認申請について、御説明いたします。

申請番号 1 田塚二丁目地内、田、267 m²。一般個人住宅。第 3 種でございます。

本件につきましては、当初計画者が駐車場及び物置場として使用する予定でしたが、これを変更し、承継者が一般個人住宅を建築するものです。議第 4 号 第 5 条許可申請 申請番号 1 に関連するものです。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 4 ページ下段のとおり、特に問題はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 「なし」との声あり —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を承認処分と決定することに御異議ありませんか。

— 異議なしの声あり —

議長

議第 3 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

大橋係長

議案書 4 ページを御覧ください。議第 4 号 農地法第 5 条許可申請について、御説明いたします。

申請番号 1 田塚二丁目地内、田、267 m²。一般個人住宅、第 3 種でございます。

議第 3 号 第 5 条 事業計画変更承認申請 申請番号 1 に関連するものです

申請番号 2 北条地内、4 筆、畑、152 m²。屋外物置場及び作業場 第 3 種でございます。
本件につきましては、受人の母親が所有する、申請地近辺の畑を管理していくに当たり、「屋外物置場及び作業場」を必要としていることから申請するものです。

申請番号 3 長崎地内、6 筆、畑、512 m²。宅地の拡張。第 2 種でございます。

本件につきましては、渡人が申請地の一部において、昭和 40 年頃より「作業所」及び「通路」、昭和 61 年頃より「車庫兼物置」の敷地として利用していたことから、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうへで追認許可を求めるものです。

受人につきましては、市内の借家に住んでおりましたが、家族が多く手狭となったため、申請地に隣接する住宅を購入して転居し、申請地を駐車場所や庭、家庭菜園スペースとして利用するものです。

申請番号 4 春日二丁目地内、2 筆、畑、832 m²。集合住宅及び駐車場。第 3 種でございます。

申請番号 5 劔野地内、23 筆、田、11,279 m²。倉庫、事務所、駐車場、資材置場。第 2 種でございます。

受人につきましては、土木建設・運搬業を営んでおり、大型車両や重機、資材等を保有しておりますが、自社敷地が手狭なため、借駐車場や現場等にも駐車・保管している状況です。今年の秋に大型車両の増台も予定していることから、管理状況を改善するため、申請地を利用する計画となっています。

本件につきましては、3,000 m²を超える農地転用となりますので、本総会の議決をもって、県農業会議に諮問いたします。

また、3,000 m²を超える開発であることから、農地転用許可申請と並行して、都市計画法に基づく開発行為許可申請がなされております。

県農業会議への諮問の結果、異議がない場合、会長の専決により、都市計画法に基づく開発行為許可と同日付けで本件の許可が決定となることを、併せてお諮りさせていただきます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類 審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

— 意見・質問なし —

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を許可処分と決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

続いて、「議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について」、事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

議案書 5 ページを御覧ください。議第 5 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の変更について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり変更する。1、事業の区分、利用権設定等促進事業。2、権利の種類、賃借料。3、利用権の設定・移転の別、移転。4、権利の移転日、令和 4（2022）年 4 月 20 日。5、権利の終了日、明細表に記載のとおり。6、対象農地の面積、賃借権（一般分）、田（2 筆）、5,843.00 m²。7、関係人の数、受人 1 人、渡人 1 人、所有者 1 人。8、計画変更の理由、明細表に記載のとおり。9、実施地区、柏崎市。10、公告予定年月日、令和 4（2022）年 4 月 19 日。農用地利用集積計画の明細は 6 ページのとおりです。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 6 号から第 10 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

山崎事務局長代理

議案書 15 ページを御覧ください。議第 6 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、利用権設定等促進事業（一般分）。2、利用権の種類、賃借権の設定（新規設定分）。3、権利の開始日、令和 4（2022）年 4 月 20 日。4、権利の設定期間、3 年・6 年・10 年。5、対象農地の面積、田（143 筆）、264,034.00 m²。畑（4 筆）、316.00 m²。6、関係人の数、受人 28 人、渡人 80 人。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 4（2022）4 月 19 日。9、地区別集計、別表 1 のとおり。10、農用地利用集積計画の明細、別紙明細書のとおり。

続きまして、34 ページを御覧ください。議第 7 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定についてです。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、利用権設定等促進事業（一般分）。2、利用権の種類、賃借権の設定（再設定分）。3、権利の開始日、令和 4（2022）年 4 月 20 日。4、権利の設定期間、3 年・6 年・10 年。5、対象農地の面積、田（1,033 筆）、1,007,005.08 m²。畑（12 筆）1,853.00 m²。6、関係人の数、受人 101 人、渡人 304 人。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 4（2022）4 月 19 日。9、地区別集計、別表 1 のとおり。10、農用地利用集積計画の明細、別紙明細書のとおり。

続きまして、103 ページを御覧ください。議第 8 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定についてです。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、利用権設定等促進事業（一般分）。2、利用権の種類、使用賃借権の設定（新規設定分）。3、権利の開始日、令和 4（2022）年 4 月 20 日。4、権利の設定期間 10 年。5、対象農地の面積、田（15 筆）、12,696.00 m²。畑（2 筆）、1,233.00 m²。6、関係人の数、受人 7 人、渡人 10 人。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 4（2022）4 月 19 日。9、地区別集計、別表 1 のとおり。10、農用地利用集積計画の明細、別紙明細書のとおり。

続きまして、106 ページを御覧ください。議第 9 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定についてです。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、利用権設定等促進事業（一般分）。2、利用権の種類、使用賃借権の設定（再設定分）。3、権利の開始日、令和 4（2022）年 4 月 20 日。4、権利の設定期間、3 年・6 年・10 年。5、対象農地の面積、田（70 筆）、49,264.00 m²。6、関係人の数、受人 17 人、

渡人 22 人。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 4（2022）4 月 19 日。9、地区別集計、別表 1 のとおり。10、農用地利用集積計画の明細、別紙明細書のとおり。

続きまして、112 ページを御覧ください。議第 10 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定についてです。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。1、事業の区分、利用権設定等促進事業（一般法人等分）。2、利用権の種類、賃借権の設定（再設定分）。3、権利の開始日、令和 4（2022）年 4 月 20 日。4、権利の設定期間、6 年・10 年。5、対象農地の面積、田（21 筆）、8,641.00 m²。6、関係人の数、受人 1 人、渡人 5 人。7、実施地区、柏崎市。8、公告予定年月日、令和 4（2022）4 月 19 日。9、地区別集計、別表 1 のとおり。10、農用地利用集積計画の明細 別紙明細書のとおり。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

処分決定前に、休憩を入れます。後ろの方に基盤強化法の書類が出ておりますので、御覧いただきたいと思います。

今、14 時 5 分ですので、14 時 15 分まで 10 分程度の休憩とします。

－ 休憩 －

議長

時間になりましたので、議事を再開します。

議第 6 号から議第 10 号までの案件を事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号から議第 10 号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

続いて、「議第 11 号 令和 4 年度 柏崎市農業委員会業務計画について」、事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

7 ページを御覧ください。議第 11 号 令和 4（2022）年度柏崎市農業委員会業務計画

(案) について、御説明いたします。

事業方針の 1、農業委員会をめぐる情勢と課題であります。一つ目は、依然、高齢化や担い手不足が続いており、担い手の確保・育成や農地の集積・集約化が課題であります。二つ目は、人口減少やコロナウイルスの影響により、米の需要が減少しているということ。そして、「新潟米基本戦略」や「園芸振興基本戦略」を着実に実施することが課題であります。三つ目に、農業の持続的な発展のためには、多様な後継者への円滑な継承とともに、担い手への農地の集積・集約化を加速していくことが重要であります。四つ目は、特に高齢化や人口減少が著しい農村地域にありましては、若手等の定住を促進する必要があるとございます。それには、インフラ整備の他、生活を脅かす鳥獣害被害の取組が課題であります。

これらの情勢と課題を踏まえて、次の 2 の事業の実施方針としました。2 の事業の実施方針では、引き続き農地利用の最適化活動の取組を最重点としつつ、特に人・農地プランの法定化に伴います農業委員会の一層の役割が求められてくるものであります。皆さん覚えておられるでしょうか。昨年 10 月の総会の時に、最適化活動に関わる目標設定のお話をさせていただきました。委員の皆様には、地域のコーディネーターといった役割や、出し手と受け手の合意形成に御尽力をいただいていたところでありました。ただ、国の動向としまして、農地の集積・集約化目標の 8 割には到底及んでいないこと。これらのことから、最適化活動を強化すべし。というのが国の方針であり、その点を申し上げたところでありました。従来の漠然とした指針から、具体的な見える化の実践や目標設定、点検評価を公表せよ。というのが、国の考えであります。

このことから、次のページを御覧いただきたいと思っております。最適化活動の推進等に関する「指針」の作成ということを加えさせていただきました。詳しいところにつきましては、業務計画に続きまして指針の説明のところでも申し上げさせていただきます。

9 ページを御覧ください。事業の実施計画についてです。農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成、点検・評価及び公表というふうにご書いてございます。声掛け活動や、コーディネーター役の発揮、最適化強化月間、記録簿の徹底ということで、見える化の実践をするというものであります。

次に 10 ページを御覧ください。タブレットの活用と業務の効率化とあります。その下に、農地の出し手と受け手の意向確認、目標地図の作成がございます。農業経営基盤強化促進法の改正に伴いまして、人・農地プランが法定化されます。これによって、市町村（農政課）が作成する目標地図について、農業委員会が素案を作成しなければなりません。連携し合いながら目標値まで作っていくということで、ここに記載させていただきました。

全体を通しまして、目標である農地利用の最適化の取組そのものは変わりませんが、

具体的な活動推進、要するに見える化の推進を加えたのが、令和4年度の業務計画であります。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第11号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第11号について事務局の提案の通り決定いたします。

議長

続いて、「議第12号 令和4年度 柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について」、事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

11ページを御覧ください。議第12号 令和4年度 柏崎市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針について、御説明いたします。

御存知のとおり、農地等の利用の最適化につきましては、農業委員会等に関する法律第7条を根拠に定められるとともに、同37条で公表をしなければならないとされているところです。今ほど、業務計画のところでもお話いたしました。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会が最適化活動を確実に実施することが求められており、この2月には農林水産省から「農業委員会による最適化活動の推進等について」のガイドラインが発出され、4年度から積極的な取り組みと確実な成果を上げるよう、求められたところであります。

2の最適化活動の成果目標です。(1)の担い手への農地集積・集約化、(2)の遊休農地の発生防止・解消、(3)の新規参入の促進の項目は変わりませんが、目標面積が随分と大きい数字になっています。委員の皆さんも感じられたところだと思います。国は5年度末、農地の集積・集約化8割を目指していますが、現状では6割そこそこの集積であります。このことから、あと2か年で目標の8割を達成するように、割り返した面積がこちらであります。昨年は、60haを農業委員会の目標に上げておりました。実際に集積・集約の方もそのくらい

の数字が上がってきたところでもあります。委員会全体としての面積だけでなく、地区ごとの集積面積を設定することも求めています。地区ごとの集積・集約の実績値は異なりますので、実績値を元に地区内の耕地面積で案分した面積としました。

下から4行目、3の最適化活動の活動目標を御覧ください。農地の見守り、農家への声掛け、戸別訪問、研修参加など、月に10回以上行うこと。5月・7月・9月を強化月間とすること。新規参入者の相談会に参加することとしました。このことから、最適化の取組をもれなく活動記録簿に記入をお願いします。活動の長短に関わらず記入しておいてください。

5の関係機関等との連携です。(2)推進委員と農業委員の役割分担です。農業委員と推進委員が連携して最適化活動を実施することは必要ですが、ガイドラインでは、この間の役割分担が明確でなかったことで農業委員の負担が増大していること、一方の推進委員が主体的に活動できないといった声が出ていたところから役割分担の明確化を謳いました。

このことで、推進委員は、農地の出し手及び受け手の意向を把握し、意向を踏まえた斡旋等の最適化活動を実施する。農業委員は、最適化の実施状況を把握し、必要な支援を行うとしました。

以上、御審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－「議長」との声あり－

No.17 水野 美保農業委員

今の説明で、この面積が振り分けられたということですが、例えば中鯖石地区の場合、これから圃場整備も大々的に入りますし、現在終わっているところや、何年後には圃場整備をしたいという集落等もありまして、40haも集約化に向けていかなければならない土地がどこにあるのだろうと考えています。現在集約されていないところでも、畦拔きの事業等や、個々の集落の方々の御苦勞で農地はまとまってきております。

そんな中で、国の申しつけだろうとは思いますが、例えば柏崎であったり、市街の過疎化が進んできている地域であったりは、国の申しつけ通りではなく、その地その地にあった活動をしていけるようなことにならないかなと考えております。以上です。

霜田事務局長

ありがとうございます。実際に水野委員が言われた通り、個々の地区によっては進んでいます。ですが、私たちの方では、具体的にどれほど進んでいるかということが分かっておりません。全市で残っている数字を割り返したもので、例えば中鯖石ならもっと小さい面積、北条ならもっと多くの面積を集約しなければならないのかもしれないかもしれません。細かいところまで

精査しきれておらず、まずは全体の各地区で持っている耕地面積で割ったというところなので、具体的に1筆1筆を見ていくと40haではなく20ha、または15haなのかもしれません。逆に他の地域では、もっと大きな数字になるのかもしれません。

国が決めたことをお願いするばかりで申し訳ありませんが、前回の運営会議の中で、委員さんの見える化の活動の話の中で、集積・集約化をして、柏崎の地域性を公表するうえで謳えないかということ。国の言いなりになってイエスマンになるだけでなく、問題提起をしながら報告をすることはできないかなど、運営会議の中の意見で上がりました。

この部分については、皆さんの活動を踏まえて公表する段階で何かしらの私文を入れていかなければならないのかなと考えております。5月には、全県、国への国会議員への話がありますが、冒頭のところでそういった話を折に触れていければと動いております。

No.17 水野 美保農業委員

ありがとうございました。

議長

他に御意見御質問はございませんか。

—「議長」との声あり—

No.8 笹川 宏農業委員

私も、担い手への農地集積・集約化について質問なのですが、担い手ということに対する定義とは、認定農業者に限るのか。最近国でも言っている半農半エックス、いわゆる兼業農家でも担い手として認めるのかということ。担い手に対する定義をはっきりさせてもらいたいと思います。

大橋係長

担い手の定義なのですが、人・農地プランの中心経営体とは別の定義が示されまして、例えば、認定農業者や基本構想水準到達者等、いくつか対象となっている方がいらっしゃるのですが、人・農地プランの中心経営体が対象になっているといった書き物は無かったです。

No.8 笹川 宏農業委員

今まで通り、人・農地プランの中心経営体を担い手としてとらえていいということですか。

大橋係長

農地集約・集積で一部対象にはなるのですが、すべてが中心経営体の方ではないということです。先ほども申しましたが、認定農業者ですとか、基本構想水準到達者等です。人・農

地プランは地域が担い手と位置付けた方は中心経営体として扱っていましたが、集積の目標に関しては地域が決めた方すべてではないということです。

No.8 笹川 宏農業委員

人・農地プランで担い手として申請していた方は、外れる場合もあるということですね。

大橋係長

はい。こちらの対象者に関しては、事務局で整理して皆様にお示ししたいと思うのですが、すべての中心経営体の方ではないということです。

No.8 笹川 宏農業委員

担い手の定義はだいたい分かりましたが、担い手から外れた人に農業をやめなさいということにはならないですね。人・農地プランの担い手となっていれば、皆さん面積的にはいけているのではないかなと思います。

議長

他に御意見御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 12 号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 12 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

続いて、「議第 13 号 柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」、事務局の説明を求めます。

霜田事務局長

13 ページを御覧ください。議第 13 号 柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について、説明申し上げます。

この間、農業委員会の綱紀の保持については、全委員で申し合わせを行い遵守して参りました。

明後日、新年度を迎えるにあたり、改めて、委員が一堂に会するこの機会に、「法令遵守の申し合わせ決議」を行いたく、上程させていただきます。

それでは、一部読み上げさせていただきます。

柏崎市農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報の保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

令和4(2022)年3月30日 柏崎市農業委員会 会長 石塚道宏。1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

以上、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

－ 意見・質問なし －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第13号について事務局の提案のとおり決定することに御異議ありませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第13号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

それでは、その他の事項について事務局からお願いいたします。

霜田事務局長

(その他連絡事項)

議長

以上で本日の日程は終了しました。

閉会 午後2時15分

柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____